

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉の里センター条例施行規則（平成4年岩手県規則第36号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(休館日)</p> <p>第2条 <u>条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、岩手県立福祉の里センター（以下「センター」という。）を、臨時に休館することができる。</u></p> | <p>(休館日)</p> <p>第2条 岩手県立福祉の里センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>毎週火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日）</u></p> <p>(2) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p><u>2 条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。